（企画官及び原子力専門調査官）

第五十七条　科学技術・イノベーション推進事務局に、企画官及び原子力専門調査官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2　企画官は、命を受けて、参事官の職務のうち特定事項の調査、企画及び立案に関する事務を助ける。

3　原子力専門調査官は、命を受けて、参事官の職務のうち原子力の研究、開発及び利用に関する専門的事項（安全の確保のうちその実施に関するものを除く。）の調査、企画及び立案を助ける。

4　企画官の定数は併任の者を除き四人と、原子力専門調査官の定数は十人とする。

（企画官）

第五十八条　健康・医療戦略推進事務局に、企画官を置くことができる。

2　企画官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

3　企画官は、命を受けて、健康・医療戦略推進事務局の事務のうち特定事項の調査、企画及び立案に関する事務を行う。

第五十九条・第六十条　［略］

（児童手当管理室及び企業主導型保育事業等担当室並びに企画官及び業務管理体制検査官）

第六十一条　［略］

2～5　［略］

6　企業主導型保育事業等担当室に、室長及び指導監査官二人を置く。

7～11　［略］

第六十二条　［略］

第四章　［略］

第六十三条　［略］

第五章　［略］

第六十四条・第六十五条　［略］

［条を加える。］

［条を加える。］

第五十七条・第五十八条　［同上］

（児童手当管理室及び企業主導型保育事業等担当室並びに企画官及び業務管理体制検査官）

第五十九条　［同上］

2～5　［同上］

6　企業主導型保育事業等担当室に、室長及び指導監査官一人を置く。

7～11　［同上］

第六十条　［同上］

第四章　［同上］

第六十一条　［同上］

第五章　［同上］

第六十二条・第六十三条　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、令和三年四月一日から施行する。

省　令

○総務省令第三十一号

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二十四条の規定に基づき、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

総務大臣　武田　良太

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令

（法第二十四条に規定する総務省令で定める場合）

第一条　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「法」という。）第二十四条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一　事業税　次のイ又はロに掲げる事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

イ　法第二条第二項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和六年三月三十一日までの間に、同条第一項に規定する過疎地域の区域（令和三年三月三十一日において旧過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第三十三条第一項の規定の適用を受けていた市町村の区域であって法第四十二条の規定により過疎地域とみなされる区域にあっては同条の規定を適用しないとしたならば法第三条第一項若しくは第二項（これらの規定を法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第四十一条第二項の規定により過疎地域とみなされることとなる区